空き家バンクを売却された皆様へ

【期間限定】低未利用地の譲渡で譲渡所得税を特別控除

令和２年度税制改革では、長期間利用されていない土地・建物の有効活用を促進するため、期間限定で長期間利用されていない土地・建物を**令和７年12月31日までに譲渡する場合**で、一定の譲渡要件を満たしている場合には、**長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置**が設けられました。

詳細は窓口にお問合せください。

≪特例控除を受ける場合の主な要件≫

- □ ①譲渡した者が**個人**であること。
- □ ②譲渡価格がその上にある建築物等を含めて**500万円以下の譲渡**（**市街化区域内等の場合は800万円以下**）であること。
- □ ③譲渡した者の**所有期間が５年を超える**こと。
- □ ④その低未利用土地等が**都市計画区域内**に所在すること。
- □ ⑤**令和２年７月１日から令和７年12月31日までに行われる譲渡**であること。
- □ ⑥低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地等の利用について新発田市による確認が行われていること。**（別途申請が必要です。）**

担当窓口：新発田市建築課　空家・住宅対策係
TEL：０２５４－２６－３５５７